

離職した介護人材の 再就職準備金貸付制度の注意事項

重要

申請後の手続き

1 貸付の決定

書類による審査を行い、貸付の採否結果を郵送にて通知します。

2 貸付決定後の手続き

上記により貸付の決定を受けた方（以下「貸付決定者」という）は決定通知を受けた日から14日以内に以下の書類を大阪福祉人材支援センター 修学資金等担当窓口に提出してください。郵送の場合は、簡易書留・特定記録をご利用ください。

- ① 再就職準備金借用証書（様式第5号）
※収入印紙200円（10万円以内）400円（10万～20万円）貼り付け
- ② 誓約書（様式第4号）
- ③ 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書（貸付決定日より3か月以内発行）
- ④ 貸付金の振込先となる銀行口座の通帳の写し
（金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義等が確認できるもの）

3 貸付決定後の取扱い

貸付決定後、借用証書、連帯保証人に係る書類等の確認を行ったうえ、大阪府社会福祉協議会が貸付決定者に再就職準備金の貸付を行います。

再就職準備金の貸付を受けた方（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日をもって再就職準備金の貸付契約を解除します。なお、貸付契約を解除した翌月から貸付金を返還していただきます。

- ① 借受人であることを辞退するとき。
- ② 死亡・心身の故障のため、介護等の業務に従事する見込みがなくなったとき。
- ③ 虚偽その他不正な方法により再就職準備金の貸付を受けたことが明らかとなったとき。
- ④ その他再就職準備金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

返還猶予～返還免除に関する手続き

※（例）貸付後、下記の通り報告を行ってください。

- 〔1〕就職したとき
 - ① 返還猶予申請書
 - ② 業務開始届
- 〔2〕就職して1年経過したとき（返還猶予1年目）
 - ① 現況報告書
 - ② 従事期間証明書(様式第16号)
- 〔3〕就職して2年経過したとき
（返還猶予2年目及び返還免除申請）
 - ① 再就職準備金返還免除申請書（様式第7号）、
 - ② 現況報告書
 - ③ 従事期間証明書(様式第16号)

- ◆ 現況報告の提出については、該当する時期に大阪福祉人材支援センターより、提出様式を送付しますので、必ず提出してください。ご提出がない場合、業務従事していないものとみなし、借受人もしくは連帯保証人に返還を請求することがありますので、ご注意ください。
- ◆ 業務従事先を変更したときは業務従事先等変更届（様式第15号）に業務従事期間証明書（様式第16号）を添えて、直ちに大阪府社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- ◆ 転職や休職（出産等）の場合はすみやかに事務局へお問い合わせ下さい。

返還免除の場合

次の場合は返還債務の全部が免除となります。

- ① 借受人が、大阪府内の介護職員処遇改善加算の算定となるサービスを提供する事業所又は施設において、介護職員としての業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事した日から、引き続き2年間従事したとき。
- ② 返還免除対象業務に従事している期間内に、当該業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。
- ③ 前項第1号又は第2号の場合において、災害、負傷、疾病その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかったときは、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。ただし、返還免除対象業務の従事期間には、業務に従事できなかった期間は算入しません。
- ④ 法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、大阪府以外の都道府県において返還免除対象業務に従事したときは、引き続き当該業務に従事しているものとみなし、返還免除対象業務の従事期間に算入します。

返還猶予の場合

次の場合は、その事由が継続している間、返還を猶予することができます。

- ① 大阪府内において返還免除対象業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

返還の場合

離職した介護人材の再就職準備金は、大阪府社会福祉協議会が離職した介護人材のうち一定の経験を有する方に対して、介護職員として再就職する際に必要となる準備金をお貸しするものです。

大阪府社会福祉協議会離職した介護人材の再就職準備資金貸付要綱及び同要領に定める返還免除や猶予の事由に該当する場合を除き、責任を持って返還しなければなりません。

また、借り受けた本人が何らかの理由により返還できなくなった場合は、連帯保証人に、その債務を負担していただきます。

★返還となる場合(重要)

- ① 離職した介護人材の再就職準備金の貸付契約が解除されたとき。
- ② 大阪府内において返還免除対象業務に従事しなくなったとき。
- ③ 大阪府内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 返還免除対象業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により大阪府内において返還免除対象業務に従事できなくなったとき。

1 返還期日

返還の期間は、6ヶ月以内です。

※ただし一括もしくは分割の返還も可能です。

例) 下記の要件で貸付をされた方が返還になった場合

再就職準備金 200,000円を6ヶ月で分割した場合の返還例

⇒ 月々の返済額 約33,333円×6ヶ月分

2 返還方法

原則、借受人本人名義の預金口座から、当会契約の収納代行会社(りそな決済サービス株式会社)を通じて、自動振替します。返還完了後、再就職準備金借用証書をお返しします。

3 延滞利息

正当な理由なく、返還額を返還期日までに返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額について年5%の延滞利息を支払わなければなりません。